

公的債務管理法(No.20/2017/QH14):目次

第1章:一般規定		第5章:ODAローン資金/外国譲許的ローンの転貸に係る管理	
第1条	調整範囲	第33条	転貸される対象, 転貸機関
第2条	適用対象	第34条	転貸の原則
第3条	用語解説	第35条	転貸に係る方式
第4条	公的債務の分類	第36条	転貸される要件
第5条	公的債務の管理に係る原則	第37条	転貸管理手数料, 転貸積立金
第6条	公的債務に関する国家管理の内容	第38条	転貸に係る審査
第7条	公的債務管理の監査	第39条	転貸に係る信用リスク管理
第8条	公的債務管理における禁止行為	第40条	転貸機関, 転貸人の責務
第9条	公的債務管理に関する法令違反の処理	第6章:政府保証の付与及び管理	
第2章:公的債務管理における機関, 組織又は個人の任務, 権限及び責務		第41条	政府保証の対象
第10条	国会の任務, 権限	第42条	政府保証の付与に係る方針
第11条	国会常務委員会の任務, 権限	第43条	政府保証の付与に係る要件
第12条	国家主席の任務, 権限	第44条	政府保証の付与に係る審査
第13条	政府の任務, 権限	第45条	投資プロジェクトに対する政府保証額
第14条	政府首相の任務, 権限	第46条	政府保証の管理
第15条	各省庁, (中央政府の) 省レベルの機関の任務, 権限	第47条	政府保証のリスク管理
第16条	(地方政府の) 省レベルの人民評議会の任務, 権限	第48条	保証付与機関, 保証される対象, 省庁, (中央政府の) 省レベルの機関, (地方政府の) 省レベルの人民委員会の責務
第17条	(地方政府の) 省レベルの人民委員会の任務, 権限	第7章:地方自治体の債務管理	
第18条	国家会計検査院の任務, 権限	第49条	地方自治体によるローン目的
第19条	ローン資金又は保証されたローン資金を受領し, 使用した機関, 組織又は個人の責務	第50条	地方自治体によるローン原則
第20条	公的債務管理における機関, 組織, 個人の責務	第51条	地方自治体によるローン形態
第3章:公的債務安全指標; 5年間の公的債務に係るローン・返済計画; 3年間の公的債務管理プログラム; 年間の公的債務に係るローン・返済計画		第52条	地方自治体のローンに係る要件
第21条	公的債務安全指標	第53条	地方自治体のローン, 債務返済の実施
第22条	5年間の公的債務に係るローン・返済計画	第8章:公的債務返済能力の確保	
第23条	3年間の公的債務管理プログラム	第54条	公的債務返済能力の確保
第24条	年間の公的債務に係るローン・返済計画	第55条	公的債務に対するリスク管理
第4章:政府によるローン資金の調達, 利用及び債務返済の管理		第56条	債務返済累積基金
第25条	政府によるローン目的	第9章:公的債務に関する会計, 会計監査, 集計, 報告及び情報開示	
第26条	政府によるローン形態	第57条	公的債務に関する会計
第27条	国内資本市場における債務証券の発行	第58条	公的債務に係る会計検査
第28条	国際資本市場における政府債の発行	第59条	公的債務に関する集計, データベースの構築
第29条	ODAローン/外国譲許的ローン	第60条	公的債務に関する情報の報告
第30条	その他の国内借款	第61条	公的債務に関する情報開示
第31条	政府のローン資金の使用	第9章:公的債務に関する会計, 会計監査, 集計, 報告及び情報開示	
第32条	政府の債務返済	第62条	施行効力
		第63条	経過措置規定